

# 男女共同参画社会とは

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画社会基本法ではこのように定義しています

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会  
(男女共同参画社会基本法第2条第1号)

## なぜ必要？ 男女共同参画社会

憲法には「個人の尊重」「法の下での平等」がうたわれており、男女平等の実現に向けて、いろいろな取組がなされてきました。しかし、大事な意思決定の場に女性が加わることができなかつたり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いようです。

また、少子・人口減社会の進行や高齢社会の到来など、私たちの生活を巡る状況が変化していく中で、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担にとらわれずに、家庭で、学校で、職場で、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

## 男女共同参画社会はどんな社会？

私たちが目標とする男女共同参画社会とは、具体的にどのような社会なのか、家庭や学校、職場などを例に、そのイメージを考えてみました。

### 家庭では

掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育児、介護など、あらゆる場で家族全員が協力して分担しています。

一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、高額商品の購入や家族問題に関する意思決定も家族全員で行っています。

子育てについても、子どもの自主性と個性を大切にしたい育て方により、多様な生き方を可能にします。

### 学校では

主体的に学び、考え、行動する子どもを育てる教育が行われています。発達段階に応じた授業や様々な活動を通して、男女がお互いを尊重する意識が育まれています。

育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等に応じた体験学習を通じて、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。

### 職場では

募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆるステージで、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。

方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。

家庭生活・地域活動と仕事とのバランスがとれた労働環境が整い、女性も男性も共にゆとりをもっていきいきと働いています。

### 地域社会では

固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりにとらわれず、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。

地域の意思決定の場へ、男性だけでなく女性も数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

性別や世代を超えた交流を通して、地域社会の一員としての連帯感やボランティア意識の高揚が図られ、明るく住みよい地域づくりが進められています。

## 計画策定の趣旨

男女平等の実現のために、また、少子・人口減社会の進行や高齢社会の到来、社会経済情勢の急速な変化などに対応するためには、男女共同参画社会の実現が緊要な課題です。

平成11年6月23日に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画として、また、国の男女共同参画基本計画（第2次）を踏まえ、現行の計画を見直して、新しい計画を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図るものです。

## 計画の期間

平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間とします。

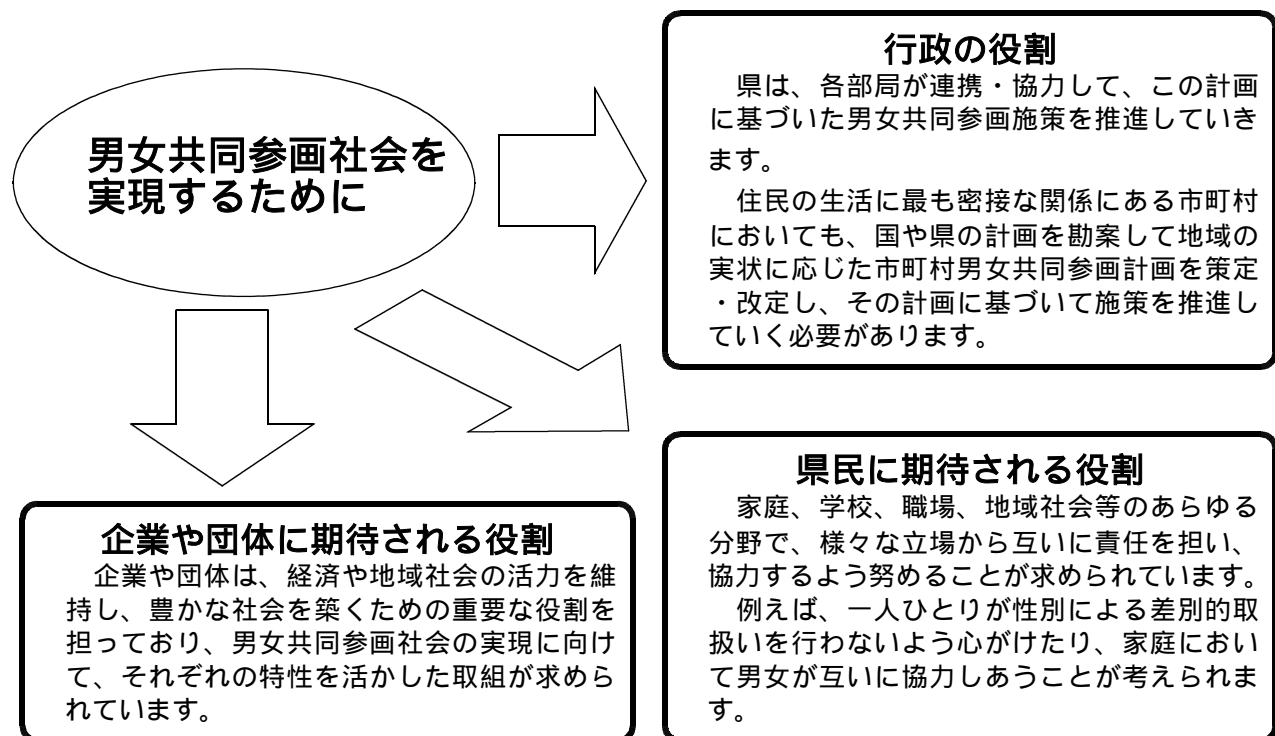
## 計画の基本的視点

男女共同参画社会づくりに向けて、次の2つを基本的視点とします。

男女の人権の尊重

社会のあらゆる分野への男女の共同参画

## それぞれの役割

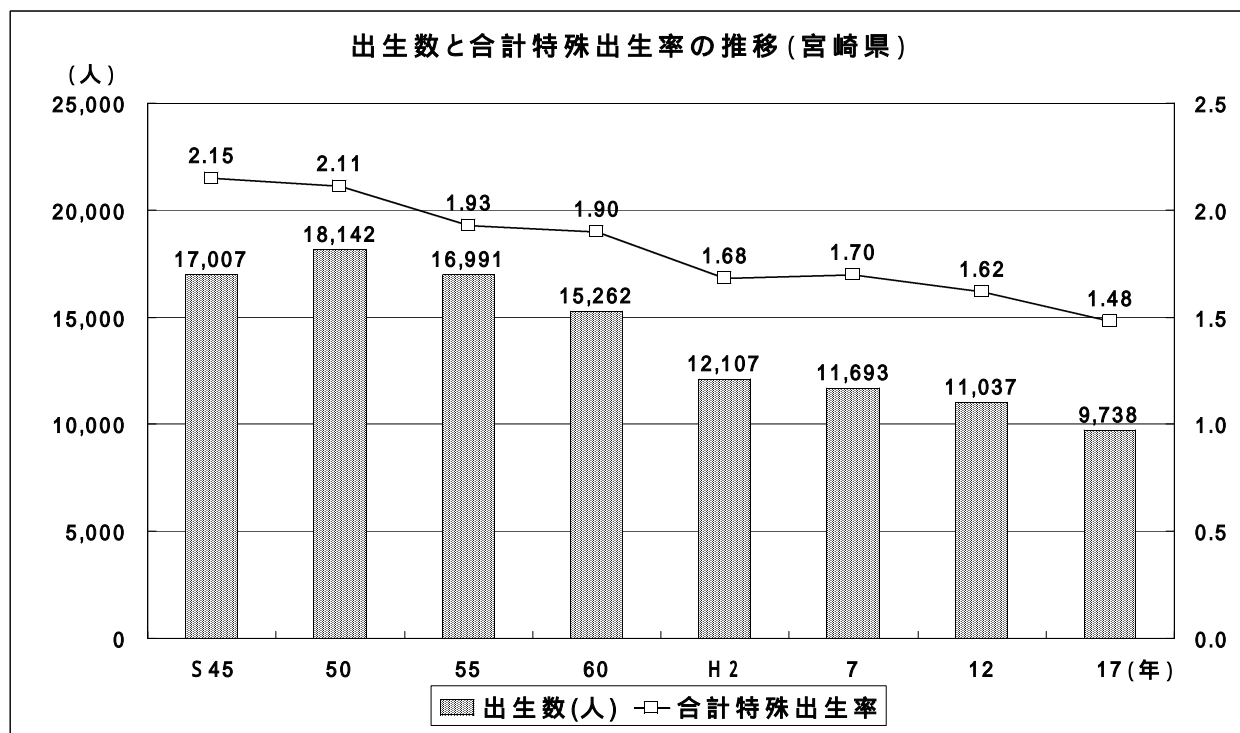


# 計画策定の背景

## 少子・人口減社会の進行と高齢社会の到来

平成17年の本県の合計特殊出生率は1.48で、現在の人口を維持するのに必要と言われている2.08を大きく下回っています。

本県の高齢化は全国平均より早いペースで進んでおり、平成17年には65歳以上の人口割合（高齢化率）が23.5%となりました。また、今後も本県の高齢化率は伸び続け、平成32年には30%台に達する見込みとなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

## 家族形態の多様化

本県の「単独世帯」は上昇し、「三世帯世帯」は低下傾向、「核家族世帯」はほぼ横ばいとなっています。また、「核家族世帯」の中で、「夫婦のみ世帯」は上昇、「夫婦と子どもから成る世帯」は低下、「ひとり親と子どもから成る世帯」がわずかに上昇しており、世帯規模の縮小と家族形態の多様化が進んでいます。

## 価値観の多様化

生活水準の向上や自由時間の増加、交通網・情報通信網の発達などに伴って、人々の価値観は、「物の豊かさ」を優先する傾向から、「物の豊かさ」とともにゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」をも重視する傾向に変化してきています。

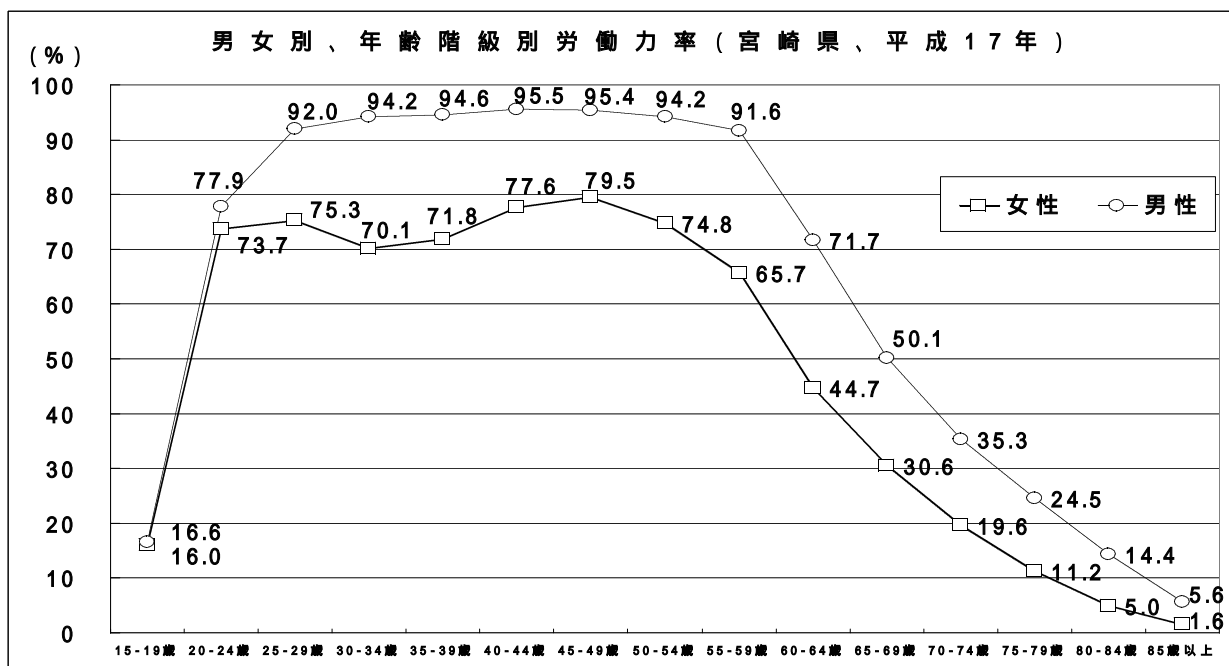
平均初婚年齢、未婚率とも上昇傾向にあり、結婚にこだわらない生き方を選択する人が増えています。

## 就業構造の変化

本県の女性の就業率は年々高まってきていますが、女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期の30歳代前半が谷となるM字型カーブを示しています。

今後、少子・高齢化に伴う労働力不足により、女性の労働力に対する期待がますます高まる中で、就業を希望する女性が、仕事と家庭の両立を図ることができる環境整備が求められています。

IT（情報通信技術）の飛躍的な発達により、就業形態の多様化が進み、距離や時間的制約にとらわれない就業機会の拡大は、仕事と育児・介護の両立の面で男女共同参画を促進するものと期待されます。



資料：総務省「国勢調査」

## グローバル化・情報化の進展

県内の市町村や学校、民間団体と世界各国との姉妹・友好都市の提携が進むなど、国際交流や国際協力の活動が盛んになってきています。

IT（情報通信技術）の飛躍的な発展と普及により、時間的・空間的距離は大きく縮小され、社会活動の高速化、広域化、多様化をもたらしています。

## 地方分権の進展

地方分権一括法施行により、国と地方の関係は対等・協力の関係となり、地方が自ら発想し、自らの責任で実施するという地方分権の社会を迎えています。

「三位一体改革」の具体的な取り組みが本格化し、地域の実情にあった施策や事業の実施が可能となってきていますが、一方では、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政ニーズに対し、地方公共団体が的確に対応できるよう、その行財政基盤の強化が求められています。